

平成 27 年度 第 3 回荒川区子ども・子育て会議

次 第

日時：平成 28 年 3 月 16 日(水)

13 時 30 分～15 時 30 分

会場：あらかわエコセンター2 階環境研修室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員の委嘱・任命
- 3 委員の紹介
- 4 会長及び副会長の選任
- 5 荒川区子ども・子育て会議について
- 6 議 事
 - (1) 平成 2 8 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について
 - (2) 荒川区の保育定員等と平成 2 8 年 4 月の認可保育所入所申込数について
 - (3) 平成 2 8 年度の学童クラブ利用申請数（一次募集）について
 - (4) その他
- 7 閉 会

配付資料

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 資料 1 | 荒川区子ども・子育て会議委員名簿 |
| 資料 2 | 荒川区子ども・子育て会議条例 |
| 資料 3 | 荒川区子ども・子育て会議運営要綱 |
| 資料 4 | 平成 28 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策 |
| 資料 5 | 荒川区の保育定員等と平成 28 年 4 月の認可保育所入所申込数 |
| 資料 6 | 平成 28 年度の学童クラブ利用申請数（一次募集） |
| 参考資料 1 | 平成 28 年度荒川区当初予算（案）リーフレット |
| 参考資料 2 | 荒川区就学前教育プログラム「わくわく えがお 荒川の子」 |

荒川区子ども・子育て会議 委員名簿

資料 1

平成28年3月16日

第3回荒川区子ども・子育て会議

No	氏名	所属等
1	丸島 高三	元秋草学園短期大学講師 学校法人丸島学園理事長
2	長島 啓記	早稲田大学教育・総合科学学術院教授 荒川区次世代育成支援行動計画推進委員会前委員
3	恵美須 文枝	亀田医療大学教授 荒川区次世代育成支援行動計画推進委員会前委員
4	香川 昭男	全国・東京都公立小学校児童文化研究会顧問 前北豊島幼稚園園長 現評議員 荒川区次世代育成支援行動計画推進委員会前委員
5	春田 一典	荒川区医師会総務理事
6	藤間 知永	荒川区私立幼稚園等保護者
7	荒巻 加代子	荒川区立幼稚園・こども園保護者
8	麻生 珠恵	荒川区私立保育園保護者
9	新井 祐希	荒川区立保育園保護者
10	伊藤 文子	公募委員
11	川出 美華	公募委員
12	渡辺 とし子	社会福祉法人上智社会事業団理事長
13	高橋 系一	学校法人道灌山学園理事長
14	千田 公隆	荒川区私立幼稚園等協会会長
15	糸原 淳子	荒川区立幼稚園園長会代表
16	小西 睦子	荒川区私立保育園園長会会長
17	大駒 千恵子	荒川区立保育園園長会代表
18	瀬川 章子	荒川区認証保育所連絡協議会代表
19	北川 嘉昭	副区長

(敬称略)

荒川区子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として、荒川区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 会議は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて調査審議し、答申する。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 荒川区内に住所を有する子どもの保護者
- (3) 荒川区内において子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、子育て支援部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において荒川区規則で定める日から施行する。

(荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年荒川区条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額)	(報酬の額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。	2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。
(1)から(14)まで (略)	(1)から(14)まで (略)
<u>(15) 荒川区子ども・子育て会議</u>	
<u>会長である委員 2万2,100円</u>	
<u>学識経験者である委員 1万9,800円</u>	
<u>(16)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)
<u>(17)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
<u>(18)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)
<u>(19)</u> (略)	<u>(18)</u> (略)
<u>(20)</u> (略)	<u>(19)</u> (略)
<u>(21)</u> (略)	<u>(20)</u> (略)
<u>(22)</u> (略)	<u>(21)</u> (略)

荒川区子ども・子育て会議運営要綱

平成 25 年 11 月 29 日
25 荒子字第 2927 号
(副 区 長 決 定)

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、荒川区子ども・子育て会議条例(平成 25 年荒川区条例第 33 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、荒川区子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第 2 条 会議を傍聴できる者の定員は、原則として 20 人以内とする。ただし、会議会長(以下「会長」という。)が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(傍聴の手続等)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、荒川区子ども・子育て会議傍聴券(別記様式。以下「傍聴券」という。)の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券は、会議の当日に先着順 1 人 1 枚を交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。

4 傍聴人は、会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従って傍聴席に着かなければならない。

5 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

(傍聴できない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるもの(張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさ類等)を所持している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 写真等を撮影し、ラジオ、テレビ等の録音、録画等をしている者

(5) 前 4 号に定めるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、会議室においては静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

- (2) 騒ぎたてる等議事を妨害しないこと
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
 - (4) みだりに席を離れないこと
 - (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと
- (傍聴人の退出)

第6条 会長は、条例第9条の規定により会議を公開することが適当でないと認めたとときは、会議の途中であっても傍聴人に退場を命ずることができる。

- 2 会長は、傍聴人がこの要綱の規定に違反したときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、前2項の規定により会長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議開催の公表)

第7条 会議の開催は、公開又は非公開にかかわらず、原則として会議開催の1週間前までに公表する。

- 2 前項により公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 会議名
- (2) 日時
- (3) 開催場所
- (4) その他会議に必要な事項

(資料の配布)

第8条 会議に用いる資料は、出席した委員にのみ配布するものとする。

(会議録等)

第9条 会長は、会議録を作成し、これを保存するものとする。

- 2 会議録及び会議において配布した資料は、公開する。ただし、条例第9条による非公開とされた会議のほか、会議において非公開とされた資料については、公開しない。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

平成28年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策（施設整備関連）

資料4

平成28年3月16日

第3回荒川区子ども・子育て会議

平成28年度、荒川区では子ども・子育て支援施策の更なる推進のため、各地域で子ども・子育て関連施設の整備を進めるほか、様々な施策を充実してまいります。

【町屋地域】

区有地を貸与した私立認可幼稚園の整備

開設：平成29年4月（予定）

所在：町屋1丁目

定員：175名（予定）



<イメージ図>



その他の施設
在宅育児家庭が日中自由に過ごす場としての地域子育て交流サロン（出張型）を1か所開設

【荒川地域】

ゆいの森あらかわの整備

開館：平成29年3月（予定）

所在：荒川2丁目

施設：図書館、吉村昭記念文学館
子ども施設



<イメージ図>

その他の施設
[平成28年11月開設予定] 荒川2丁目地域への賃貸物件を活用した私立認可保育園の整備

【尾久地域】

国家戦略特区を活用した（仮称）区立宮前公園内への認可保育園の整備

開設：平成30年4月（予定）

所在：東尾久8丁目

定員：160名程度



その他の施設

在宅育児家庭が日中自由に過ごす場としての地域子育て交流サロン（出張型）を1か所開設
[平成28年4月開設予定] 私立至誠会第二保育園の移転・改築と定員拡大
[平成29年4月開設予定] 区立熊野前保育園での0歳児保育の開始



【南千住地域】

国家戦略特区を活用した都立汐入公園内への私立認可保育園の整備

開設：平成29年4月（予定）

所在：南千住8丁目

定員：162名（予定）



<イメージ図>

その他の施設
[平成28年4月開設予定] 東京都認証保育所3園の認可保育園への移行と定員拡大

【日暮里地域】

区有地を貸与した私立認可保育園の整備

開設：平成29年4月（予定）

所在：東日暮里3丁目

定員：102名（予定）



<イメージ図>



その他の施設

[平成28年4月開設予定] 西日暮里二丁目ひろば館の移転、西日暮里二丁目学童クラブの定員拡大、ひぐらし小にここにこすくーの新設



平成 28 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策 (その他施策)

(1) 荒川遊園の管理運営

381,840千円

子育て家庭をはじめ、全ての来園者が安心して利用できるよう、施設・設備等の適切な管理運営を行う。

また、誰もが楽しめる心の通ったサービスやイベントの充実、積極的なPR等に努め、来園者の増加を図る。



(2) 子ども家庭支援センターにおける要保護児童対策

10,755千円

児童虐待の早期発見や迅速かつ的確な対応を図るため、「荒川区要保護児童地域対策協議会」における関係機関の連携を強化するとともに、養育が困難な保護者を支援する「養育支援訪問事業」や子育てに不安がある保護者を支援する「安心子育て訪問事業」などを実施し、子どもたちの養育環境の改善を図る。

(3) 子どもの居場所づくり

5,444千円

地域の力を活かしつつ学習支援を含めた子どもの居場所づくりを行う団体を支援することにより、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもなど支援を要する子どもの健全な育成を図る。

28年度は、団体への支援内容を充実するとともに、より多くの支援を要する子どもに居場所を提供できるよう、新たな居場所の発掘に取り組む。

(4) 保育従事職員等への宿舍借上げ支援【新規】

87,822千円

保育従事職員用の宿舍の借上げを行う事業者に対し、区がその経費の一部を補助することにより、区内保育園保育士等の人材確保と離職防止を図る。

(5) 乳幼児ショートステイ

5,100千円

保護者の疾病、育児疲れ、事故、冠婚葬祭等で、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった0歳から1歳までの乳幼児が利用できるショートステイ事業を整備することで、子どもと家庭の福祉の向上を図る。

(6) にこにこすくーるの拡大及び放課後子ども総合プランの本格実施

985,146千円

全ての児童の放課後における安全な居場所を確保するため、新たに7校において、放課後子ども教室（にこにこすくーる）を開設する。

また、放課後子ども教室と学童クラブを併設している学校について、多様な体験活動を行うことができるよう、プログラムを充実し、両事業を利用する児童と一緒に参加・交流できる環境を整える「放課後子ども総合プラン」を本格実施する。

にこにこすくーる実施校：17校 24校

28年度開設校 第三瑞光小学校、汐入小学校、第六瑞光小学校、峡田小学校、
第三峡田小学校、第三日暮里小学校、ひぐらし小学校

一体型総合プラン実施校：4校 15校

連携型総合プラン実施校：1校 4校



(7) 学童クラブの充実

234,115千円

学童クラブの利用時間の延長（午後6時～7時）について、全学童クラブに拡大する。

また、高学年児童の利用できる学童クラブについて、利用児童数等を考慮した上で、実施場所を拡大する。

さらに、学童クラブの長期休業期間中の利用開始時間について、特に必要がある方は午前8時15分からとする制度を、新たに28年度の夏休みから開始する（対象期間：春・夏・冬休みの平日）。

学童クラブ：25か所

延長利用実施学童クラブ：5か所 25か所

高学年利用実施学童クラブ：9か所 10か所

午前8時15分からの利用実施学童クラブ：

0か所 25か所



(8) 防災ジュニアリーダーの育成

3,515千円

区立中学校における「荒川区中学生防災部」の活動を通じ、中学生に「助けられる人から助ける人へ」という意識及び思いやりの心の醸成を図り、将来、防災活動のみならず、地域活動に貢献できる防災ジュニアリーダーを育成する。



(9) 学校図書館活用の支援・推進

112,012千円

全小中学校に、司書教諭と連携し、専門的な立場から学校図書館の運営や読書活動等を推進する学校司書（週5日間常駐）を配置し、併せて小学校の大規模校に、学校図書館補助員を配置することにより学校図書館のさらなる活用を図る。



また、学校図書館に関する高度な専門性と識見を有する「学校図書館スーパーバイザー」を教育センターに配置し、学校司書を統括・指導し、学校の読書活動を支援するとともに、司書教諭が学校図書館業務に携わる時間を週2時間確保し、司書教諭と学校司書の連携を核とした授業での学校図書館の活用を全小中学校において実践する。

さらに、小中学校間、また学校と地域との連携を図るため、「尾久地区読書活動活性化モデル事業」を推進する。

(10) 算数・国語大好き推進事業

27,027千円

すべての学びの基礎となる算数及び国語について、少人数指導やチームティーチングにより、習熟度別学習に加え、小学校1・2年時から、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かい指導を実施する。



(11) 不登校ゼロプロジェクト

56,735千円

不登校問題の解消に向け、教育相談体制を強化するため、小中学校に対する巡回相談を実施する。

また、教育と福祉の両面に専門性を持つ「スクールソーシャルワーカー」を教育センターに配置し、家庭や関係機関との連携を強化することにより、児童・生徒の問題行動の減少や不登校問題の解決を図る。



(12) 特別支援教育の推進

243,626千円

特別支援学級に在籍する児童・生徒及び通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒の学校生活や学習活動の支援を行う支援員や補助員・介助員を配置し、安定的な支援体制の構築を図る。

28年度は、従来の情緒障がい等通級指導学級に「児童が通う」システムから、教員が「巡回し指導する」システムである特別支援教室へ移行するための整備を行う。(29年度実施予定)

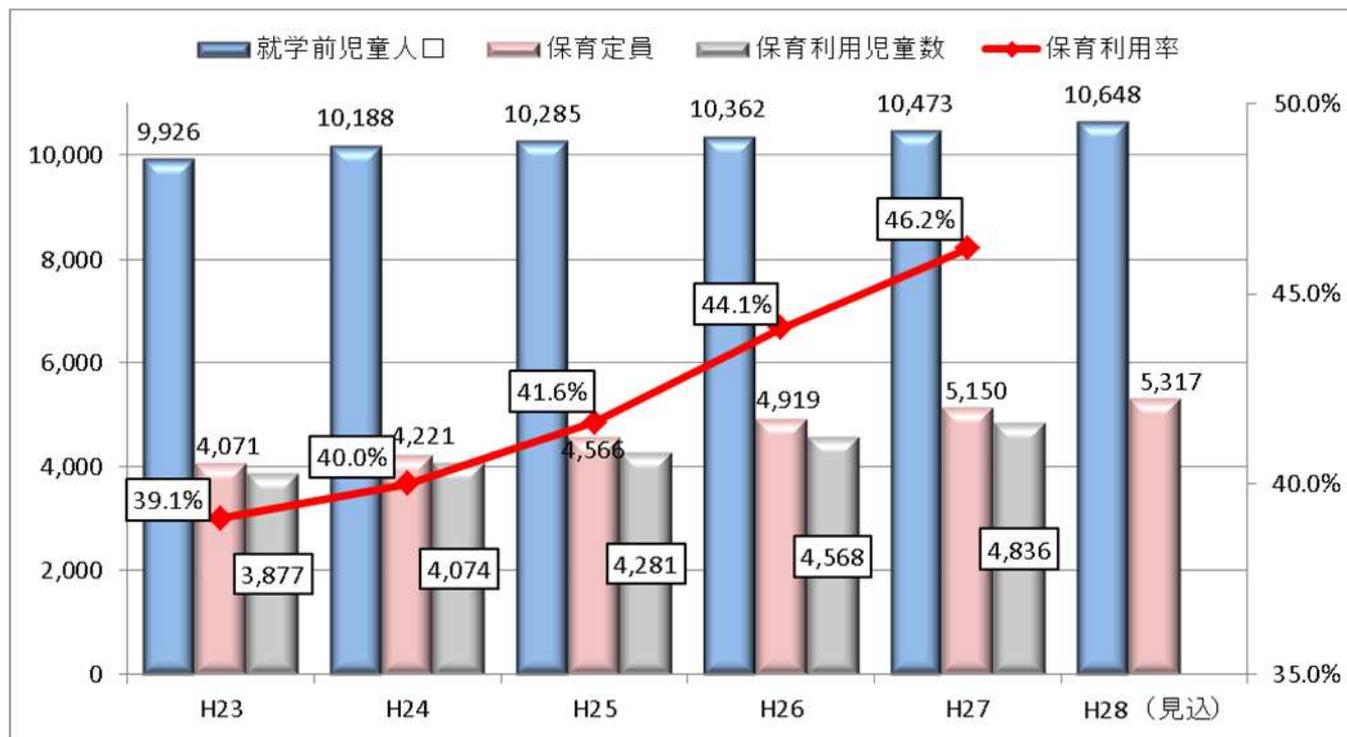
(13) 公園への防犯カメラの設置【新規】

16,842千円

すでに設置してある駅周辺や区境、通学路の道路等に加え、全ての区立公園においても防犯カメラを設置することにより、犯罪を予防し利用者の安全を確保するとともに、さらに安全な地域社会の実現を目指す。

荒川区の保育定員等と平成 28 年 4 月の認可保育所入所申込数

1 保育定員等の推移



(各年 4 月 1 日現在)

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年 (見込)
就学前児童人口 (人)	9,926	10,188	10,285	10,362	10,473	10,648
保育定員 (人)	4,071	4,221	4,566	4,919	5,150	5,317
保育利用児童数 (人)	3,877	4,074	4,281	4,568	4,836	
保育利用率	/	39.1%	41.6%	44.1%	46.2%	%

就学前児童人口の H28 年は、平成 28 年 1 月 1 日現在

就学前児童人口は年々増加し、平成 27 年は、平成 23 年比で 547 人増、保育利用児童数はそれ以上の 959 人増となっている。保育利用率は 46.2%と 7.1 ポイント上昇した。

平成 28 年 4 月の保育定員 (認可保育園、認証保育所、保育ママ、グループ型家庭的保育) の見込みは、5,317 人と昨年比で 167 人拡大、平成 23 年からの 5 年間で 1,246 人拡大した。

2 平成 28 年 4 月の認可保育所入所申込数等

【一次審査結果】

年齢	入所枠 (H27.12.1 時点)	申込者数		承諾者数		不承諾者数	
			対前年比		対前年比		対前年比
0 歳児	354	463	71	336	43	119	35
1 歳児	422	637	45	426	38	202	19
2 歳児	140	204	64	132	28	69	41
3 歳児	138	112	44	97	28	11	17
4 歳児	63	35	5	31	7	4	0
5 歳児	102	9	3	6	0	3	3
合計	1,219	1,460	144	1,028	88	408	81

申込者数にはその後の取下げ者 24 人を含むため、承諾者数と不承諾者数の合計と一致しない。

申込者数は、過去最多であった昨年からさらに 144 人増え、1,460 人となった。

承諾者数は 1,028 人と昨年から 88 人増えたが、不承諾者数も昨年から 81 人増え 408 人となった。

3 緊急的な対応と今後の対策

申込者数の増加を踏まえ、緊急的な対応として、既存保育園へ保育士の増員を行うなど、可能な限りの定員拡大を行った。

さらには、不承諾者数が最も多かった日暮里地域の対策として、グループ型家庭的保育施設を早期に開設できるよう、現在、事業者と調整を行っている。加えて、申込者が増えている荒川地域の「セントラル荒川ビル」内に、定員 50 名規模の新たな私立認可保育園を平成 28 年度中に開設できるよう、事業者と調整を進めている。

平成 29 年 4 月に向けては、荒川区の提案で実現した国家戦略特区制度の規制緩和を活用し、都立汐入公園内へ定員 162 名（予定）の私立認可保育園を整備するとともに、東日暮里三丁目用地へ定員 102 名（予定）の私立認可保育園を整備する予定である。

資料6

平成28年3月16日

第3回荒川区子ども・子育て会議

平成28年度の学童クラブ利用申請数(一次募集)

学童クラブ名	申込児童数	定員
南千住第一・二	92	100
南千住四丁目	59	60
汐入	99	80
二瑞小	61	60
汐入小	97	80
花の木	51	60
峡田	42	60
二峡小	40	40
三峡小	21	35
赤土小	64	60
九峡小	27	40
四峡小	62	60
五峡小	45	60
七峡小	52	60
大門小	22	40
尾久	15	40
熊野前	64	40
西尾久	49	60
尾久西小	43	60
東日暮里	36	40
六日小	30	60
西日暮里二丁目	94	80
三日小	45	60
二日小	49	60
	1,259	1,395